

確認してね!

# 戸籍にフリガナが記載されます

〒028(677)6014 関住民課住民戸籍係 ☎028(677)6014



◀戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」

行政サービスのデジタル化促進などのため、戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。今回は、今後、皆さんに送付される通知などについてご案内します。



## 戸籍にフリガナが記載されるまで

STEP 1

### 本籍地の市区町村長からの通知

本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが郵送で通知されます。芳賀町に本籍がある人には、7月中旬に通知を送付します。通知が届いたら、必ず内容を確認してください。通知内容が正しい場合、届け出は必要ありません。

STEP 2

### 氏名のフリガナの届出（通知内容に誤りがある場合のみ）

STEP1で通知された内容に誤りがある場合は、令和8年5月25日まで、氏名のフリガナの届け出をすることができます。オンライン（マイナポータル）での届け出が便利ですが、郵送や住民課窓口でも行うことができます。

STEP 3

### 市区町村長による氏名のフリガナの記載

STEP2の届け出がなかった場合は、令和8年5月26日以降に、STEP1の通知に記載されたフリガナが戸籍に記載されます。

## ?? もう少し詳しく!

### STEP2の届け出は誰ができるの?

名のフリガナは各人が届け出ることができます。氏（姓）のフリガナは戸籍の筆頭者が届け出ることができますが、配偶者などと相談するのが望ましいです。

### STEP2の届け出をするときに気を付けることは?

パスポート・年金などの、他の行政手続きで既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。戸籍の氏名のフリガナと他で使用しているフリガナが異なると、他で使用しているフリガナの変更手続きが必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。

### 新たに戸籍に記載される人のフリガナの付け方にルールはあるの?

「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ」というルールがあります。漢字の意味や読み方との関連性を認めることができない読み方（例：太郎をジョージ、マイケル）や、漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方（例：高をヒクシ）などは、認められない場合があります。



制度の詳細は、こちらをご覧ください（法務省ホームページ）▶

暑さを回避!

# クーリングシェルターをご利用ください

〒028(677)6041 関環境課環境政策係 ☎028(677)6041

地球温暖化による最高気温の上昇に伴い、熱中症のリスクが高まっています。町では、熱中症による健康被害を防止するため、熱中症特別警戒情報発表時に、クーリングシェルターとして6つの施設を開放します。暑さをしのぐ場所として、ぜひご利用ください。

実施期間 10月22日(水)まで

開設する日  
・栃木県に熱中症特別警戒情報が発表された日  
・芳賀町の隣接3地点（宇都宮市・真岡市・那須烏山市）のいずれかで、暑さ指数が35に達すると予測された日



## 熱中症特別警戒情報とは?

県内全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の暑さ指数が、35に達すると予測された場合に発表される。芳賀町近隣の情報提供地点は、宇都宮市・真岡市・那須烏山市。

指定施設	施設名	開放日時・場所(休館日を除く)
	役場	月曜日～金曜日 8:30～17:15 1階ロビー
	町民会館	火曜日～土曜日 8:30～17:15 会議室 ※変更の場合あり
	総合情報館	火曜日～金曜日 9:30～19:00 土日祝日 9:00～18:00 1階北側交流ラウンジ ※飲食物の持ち込み制限あり
	生涯学習センター	火曜日～土曜日 8:30～17:00 共用ラウンジ
	水橋分館	火曜日～土曜日 8:30～17:00 会議室 ※変更の場合あり
	工業団地管理センター	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ギャラリー・ロビー

※令和6年4月、気候変動適応法改正により熱中症特別警戒情報が新設され、市町村長は「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」を指定することができると規定されました。  
※施設ごとに、人数制限を行う場合があります。



## いつでもどうぞ!涼みどころ

次の施設は、熱中症特別警戒情報の発表状況によらず、開館時間内は自由に利用できます。

- ▶ 役場1階ロビー
- ▶ 町民会館ロビー
- ▶ 生涯学習センター共用ラウンジ
- ▶ 水橋分館ロビー
- ▶ 工業団地管理センターギャラリー・ロビー



クーリングシェルターの詳細は、こちらをご覧ください（環境省ホームページ）▶